

名古屋音楽大学大学院学則

第1章 総則

第1条 名古屋音楽大学学則第7条第2項の規定に基づき、名古屋音楽大学大学院（以下「本学大学院」という。）学則を定める。

（目的）

第2条 本学大学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、親鸞聖人の同朋和敬の精神を体し、学部において修得した一般的並びに専門的教養の基礎のうえに、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野並びに教育実践の場における理論と応用の研究能力を高め、もって教育研究を推進し得る能力を養うことを目的とする。

（自己点検・評価）

第3条 前条の目的及び社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動等の状況について、包括的で客観的な自己点検・評価を定期的に行い、その教育研究活動の向上を図るものとする。

2 前項の自己点検・評価を行う再編・規程については、別にこれを定める。

（研究科）

第4条 本学大学院に音楽研究科を置く。

（課程）

第5条 音楽研究科に修士課程を置く。

（専攻）

第6条 音楽研究科に次の専攻を置く。

器楽専攻

声楽専攻

作曲専攻

音楽教育学専攻

（学生定員）

第7条 音楽研究科の学生定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
器 楽 専 攻	9人	18人
声 楽 専 攻	5人	10人
作 曲 専 攻	2人	4人
音楽教育学専攻	2人	4人

（修業年限）

第8条 本学大学院の修業年限は、2年とする。

2 本学大学院の在学年限は、通算4年以内とする。

（学年、学期及び休業日）

第9条 学年、学期及び休業日については、名古屋音楽大学学則第49条・第50条及び第51条の規定を準用する。

第2章 管理運営

(研究科長)

第10条 本学大学院に研究科長を置く。

(研究科委員会)

第11条 本学大学院に名古屋音楽大学大学院音楽研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、修了及び各種課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第3章 授業科目、単位、履修方法等

(授業科目及び単位)

第12条 研究科の専攻別授業科目及び単位数は別に定める。

(指導教員)

第13条 指導教員は専攻担当の教授又は准教授とする。

(研究題目)

第14条 学生は入学後所定の期日までに指導教員の指導を受けてその研究題目を定め、研究科長に届出なければならない。

(履修方法)

第15条 学生の履修方法は別に定める。

2 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する以前及び在学中に修得した他の大学院の単位を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、これにより与えることのできる単位数は、20単位を上限とする。認定に関する規程は別に定める。

(試験)

第16条 試験は原則としてその授業が終了した学期末に行う。また、成績評価は以下のとおりとする。

表記(評価)	評価の基準(100点満点)	合格・不合格の別
S	100点 ~ 90点	合格
A	89点 ~ 80点	
B	79点 ~ 70点	
C	69点 ~ 60点	
D	59点以下	不合格

2 Dは不合格として単位は認定されない。

(課程の修了)

- 第17条 本学大学院を修了しようとする者は研究科に2年以上在学し、所定の単位を取得し、所定の期日までに学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 2 器楽専攻、声楽専攻においては学位論文に代えて、修士演奏とする。また、作曲専攻においては学位論文に代えて、修士作品及びその作品に関する研究レポートとする。
 - 3 学位論文を提出しようとする者は、所属専攻に1年以上在学し、16単位以上を取得しなければならない。
 - 4 修士課程修了の認定は学長が行う。
(学位の授与)

第18条 学位の授与に関する規程は、別に定める。

第4章 入学、休学、転学及び退学

(入学時期)

第19条 本学大学院の入学の時期については、毎学年度の始めとする。

(入学資格)

第20条 本学大学院に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当し、かつ所定の選考に合格した者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第5項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(選考)

第21条 入学志願者に対する選考は、学力検査、出身大学長又は学部長の作成した調査書、実技試験等を総合して行う。

(休学)

第22条 学生が病気又は特定の事由により修学を休止しようとするときは、学長の許可を得て休学することができる。ただし、学期の途中から休学する場合においても、その学期の最初にさかのぼって休学の効力を発する。

- 2 休学は学期を単位とし、休学期間は1か年以内とする。ただし、特定の事情のあるときは、学長の許可を得て1か年を限り期間を延長することができる。
- 3 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間満了の場合は、速やかに学長に復学願を提出し、復学しなければならない。
また、休学期間内であってもその事由が消滅した場合には学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第24条 学生が他の大学に転学しようとするときは、事由を具し学長の許可を得なければならない。

(退学)

第25条 学生が退学しようとするときは、事由を具し学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第26条 学生が次の各号の一つに該当するときは、学長がこれを除籍する。

- (1) 死亡又は行方不明の届出のあったとき
- (2) 成業の見込みがないと認められるとき
- (3) 所定の在学期間を超えたとき
- (4) 授業料納付の義務を怠り、督促してもなお納付しないとき

(懲戒)

第27条 学長は、教育上必要と認めた時は、学生を懲戒することができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第5章 検定料、入学金及び学納金

(検定料)

第28条 入学を志願する者は、別表1で定める検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第29条 入学する者は、本学の定める期日までに、別表2で定める額の入学金を納付しなければならない。選抜試験に合格し、入学手続きを行う者で、天災地変その他不慮の災害に遭遇した者について、被害の状況に応じて入学金を免除することができる。なお、その取扱いについては別途定める。

(学納金)

第30条 学生の学納金は、別表3で定める額とし、指定された期日までに納入しなければならない。

2 既納の学納金は、原則として返還しない。

第31条 復学の許可を受けた者は、復学を許可された学期の学納金(入学金を除く)を納入しなければならない。

第32条 春学期又は秋学期の中途において退学し、若しくは除籍されたとき、又は停学及び退学を命じられた者の授業料及び教育充実費は、これを徴収する。ただし、第26条第1号に該当して除籍された場合の取扱いについては、別途定める。

第33条 休学が納期別の全期間にわたる時は、在籍料を徴収し、学納金(入学金を除く)は徴収しない。

2 在籍料は納期別毎に30,000円とする。

第34条 経済的理由その他特別の理由により学資の支弁が困難な学生に対しては、入学金、授業料・教育充実費の免除又は徴収を猶予することができる。

2 前項の入学金、授業料及び教育充実費の免除又は徴収猶予に関する取扱いについては、別

途定める。

第6章 資格の取得

(教員免許状)

第35条 本学大学院において教育職員免許状を取得しようとする者は、本学大学院において開設されている関係科目中から、教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を取得しなければならない。

2 本学大学院において取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。ただし、中学校及び高等学校の教諭一種免許状（音楽）を有する者に限る。

専攻	免許状の種類	
	免許状	免許教科
器楽専攻 声乐専攻 作曲専攻 音楽教育学専攻	高等学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状	音楽 音楽

第7章 科目等履修生・研究生

(科目等履修生)

第36条 本大学院において特定の授業科目の履修を希望する者がある場合は、本大学院における教育研究に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別にこれを定める。

(研究生)

第37条 本大学院において特定のテーマについて研究を希望する者がある場合は、本大学院における教育研究に支障がない限り、研究生としてこれを許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別にこれを定める。

第8章 補則

(学則の準用)

第38条 この規程に定められるもののほか、大学院の学生に関し、必要な事項は、名古屋音楽大学学則を準用することとし、さらに必要な事項は学長が定める。

附則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成2年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成3年5月30日から施行する。

附則

この規程は、平成3年10月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年10月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月18日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2021年3月5日から施行する。2020年度入学生より適用する。

附 則

本学則は、2023年5月24日からこれを施行し、5月24日に在籍する全ての学生に適用する。

別表 1

入学検定料

入学検定料	35,000円
-------	---------

別表 2

入学金

入 学 金	200,000円
-------	----------

本学並びに同朋大学、名古屋造形大学の卒業生（修了生）は入学金を免除する。
平成24年度入学生より適用する。

別表 3

学納金（入学金を除く）

種 別	1 年次	2 年次
授 業 料	1,000,000円	1,000,000円
教 育 充 実 費	①400,000円	②400,000円

1 年次

2 年次

① 本学卒業生は250,000円 ② 本学卒業生は250,000円

平成24年度入学生より適用する。